

入門刑事手続法〔第7版〕

三井 誠＝酒巻 匡

2017年3月発売／422頁／本体3000円＋税
A5判／並製



編集
担当者
から

本書の初版が刊行されたのは1995年。20年以上、刑事訴訟法の入門書として親しまれてきました。どのように刑事手続は進んでいくのかを知りたいという一般市民の方にも読んでもらいたい書籍ですが、読者の中心は法学部やロースクールなどで刑事訴訟法をはじめ勉強する学生さんのようです。

本書は刑事手続の概略を大まかにつかむことを狙いとして、はじめて六法を引くような読者にも、わかりやすく丁寧な記述で解説がなされています。「自動車を用いたひったくり」という仮想事例をもとに、逮捕状、起訴状などの書式も掲載し、刑事手続をイメージしやすく工夫されています。豊富な統計や図表も手続をイメージするのに役立ちます。

第7版では、2016年5月に成立した刑事訴訟法等の大改正に対応する改訂をしたほか、「第9章 書式でみる刑事手続」を全面改編しました。2016年の刑事訴訟法等の改正は一部未施行ですが、本書では改正後の条数で表記しています。条文を確認する際は、最新版の六法をご利用ください。(A)

Point!

P

各頁の左側に、本文の記述と関係する参照条文を掲げるスペースをつくっています。

56 1 起訴前(捜査)手続

強制力が加えられる差押えを意味し、占有の取得過程に強制力が加えられない留置は、憲法上の「押収」には含まれないのです。
捜査機関は、捜査上必要があれば、令状の発付を裁判官に請求します(司法通則には請求権限がありません)。次頁に掲げる令状の請求書(【書式3】)を提出すると同時に、「被疑者……が罪を犯したと思考されるべき資料」(【証拠資料】)を提供しなければなりません。

219 I 令状 請求に応じて裁判官が発付する令状には、被疑者の氏名、罪名、差し押さえるべき物、捜索・検証すべき場所、身体もしくは物、令状の有効期間などが記載されます(裁判官は差押えの必要性についても審査できると解されています。憲決昭和44・3・18 刑集23巻3号153頁)。なお、逮捕状とは異なり被疑事実の要旨は記載事項ではありません。捜索・差押え・検証は、被疑者以外の者に対しても実行されることから、被疑者の名誉保護と捜査の秘密保持を図る趣旨です(通信受のための令状には、被疑事実の要旨が記載されます(67頁参照))。

憲35 I 令状の記載事項に関する規定は、憲法が令状に「捜索する場所及び押収する物を明示する」ことを要求しているところから設けられた条項ですが、差し押さえる物件、捜索すべき場所などについて、この記載をどの程度まで具体化すべきかは再三問題となります。たとえば、差し押さえる物件について、特定の物を列挙した後「その他本件に關係する一切の物件」といった形で記載は許されるかという問題です(判例には、具体的な物の列挙に付加され、令状記載の罪名に關係があり、例示物件に準じる物を指すことが明らかであるから、物の明示に欠けるとはいえないとしたものがあります[憲決昭和33・7・29 刑集12巻12号2776頁]。また、物の明示に資するために、「本件」に当たる「被疑事実の要旨」を記載すべきとの意見もあります)。

219 II 捜索・差押えの令状の書式を挙げておきます(【書式4】29頁)。
憲35 II このように、令状には場所や物の明示が必要であり、数個の場

V 捜索・差押え・検証 57

【書式3】

捜 索 差 押 え 検 証	許 可 状 請 求 書
平成 年 月 日	
裁 判 官 殿	警 察 署 司法警察員 ⑧
下記被疑者に対する 許可状の発付を請求する。 記	
1 被疑者の氏名	年 月 日生()歳
2 差し押さえるべき物	
3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物	
4 7日を越える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	
5 日市前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	
6 犯 罪 事 実 の 要 旨	

所について行う捜索を1通の令状で行ったり、同一の場所であっても、違う機会に行う差押えを1通の令状で行ったり、別の事件について発せられた令状を流用して捜索したりすることはできません。ただし、捜索と差押えを、同一事件につき、同一場所、同